

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	基本分科会
-------	-------

大 項 目	町民
-------	----

小 項 目	町民の権利と役割、 責務
-------	-----------------

分 科 会	○ ここでいう町民の権利とは、まちづくり（共同で地域をよくする活動を行うとか、自治会やNPO、校区福祉委員会等に参加するとか）に参加する権利、役割、努力義務としての責務である。 ○ 「定義」の条項で定義した「町民」が対象で、地方自治法という「住民」の権利、責務とは重なるところもあれば違うところもある。たとえば納税の義務はこの条例の対象外である。また、公職選挙法という有権者の権利とも異なる。そこは明確に認識する必要がある。 ○ 大和郡山市を参考にしてはどうか。 ○ 大和郡山は県内で最初にできた条例で、制定に１年数ヶ月をかけて、町民４０～５０人が参画した。 ○ 大和郡山市は、「環境保全」について触れられていないが。 ○ 「環境」については、全体会で示されたように、「基本理念」の（３）に「自然環境を守り育て」とあり、「基本原則」の（５）に「環境との共生の原則」が示されている。ここに入れた場合丁寧にはなるが。ただ、「環境」は自然環境だけでなく、安全や生活環境を意味している広い概念だ。入れるならそういった意味も含めたい。 ○ 大和郡山市は、市民の責務として「安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。」としている。 ○ ここでは、自然だけでない、広義の概念としての「環境保全」を入れることとする。大和郡山市を基本とし、生駒市の第３項を加味する。
意	（事務局より） 参画・協働分科会の検討テーマ「参加、参画の権利」の条文（資料２、３ページ）と「町民の権利」をまとめることも考えられます。 （参加、参画の権利） 第●条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。 ２ 町民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。
見	
条 文 案	（町民の権利） 第●条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。 ２ 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。 ３ 前２項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権

	利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。 (町民の役割、責務) 第●条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。 2 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。 3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。 4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。
--	--

小項目	子どもの権利
分 科 会 意 見	○ 最近の自治（まちづくり）基本条例では、子どもの権利を書くようになってきている。「町民」にはもちろん子どもも含まれるが、あえて「子ども」を特出することに意味がある。まちづくり基本条例を制定するということは、この条例を未来に背負ってくれる世代に期待するということが含まれていると思われる。 ○ 子どもの範囲を20歳未満とするか18歳未満とするかは判断が分かれるところだが、ここではユネスコの定義を援用し、また選挙権の規定も考え合わせ18歳未満とする。いろいろな法律でも現在の所統一はされていない。また、青少年というときは20歳台の半ばまでを言うこともある。 ○ 広陵町を参考とする。ただし、「参加」は「参加・参画」とする。 ○ この条例が成立すると、一般公募委員を募集するとき、18歳未満の町民も対象とすることが問われる。今後の検討課題だ。参加の回路が広く開かれるということだ。 ○ 子どもの参加ということでは、これまでも公園の遊具を子どもに選んでもらうという例もあった。いろいろな参加・参画の方法を開発する必要がある。
条 文 案	(子どもの権利) 第●条 子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。 3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければなりません。

小 項 目	事業者の役割、責務
分 科 会 意 見	○ 全体会で示されたように、町民の「定義」のところに「町内で事業活動その他の活動を行う者」とあり、町民に事業者も含まれる。 ○ 町内には、中小の製造業、福祉施設、商工会、商店会等がある。これらのうちには登下校の見守り等社会貢献をしている所もたくさんある。 ○ 広陵町を参考とする。 ○ これら、町民、子ども、事業者等は住民自治の担い手ということ。
条 文 案	（事業者の役割、責務） 第●条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するとともに、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

大 項 目	町民投票
-------	------

小 項 目	町民投票
-------	------

分 科 会 意 見	○ 町民投票の書き方には二通りがある。ひとつは地方自治法で規定されている「住民の条例の改正・廃止請求権」を使い、その時限りの町民投票条例の制定を求めるやり方。この場合は、有権者の1/50以上の連署が必要となる。今ひとつは、この条例に書き込むなどして、一定以上（1/6あたりが多い）の町民連署により町民投票条例を議会に提案することを首長に義務付けるかたちである。 ○ いずれの場合も、議会にあげるということで、実施するかしないかは最終的には議会の議決による（一部の自治体では一定以上の連署があれば議決を経ないで住民投票を実施できるところもある）。また、町民投票の結果を町長等に強制することはできず、町長の判断に委ねられる（町長の政治責任は問われるが）。あえていえば、アンケート調査と変わるところはない。 ○ 町民投票を問わず条例の発議権は首長と議員（定数の1/12以上で）にもある。 ○ 河合町では、かつて1/50以上の連署で条例制定を請求したこともある。 ○ 広陵町を参考とする（地方自治法の規定の再掲というかたち）。 ○ この規定による条例制定改廃請求権者は、公職選挙法の規定が適用される（18歳以上の日本国民）。住民投票条例が採択されたとしたとき、住民投票権者はその住民投票条例の規定による（年齢や在留外国人等）。 ○ 住民投票の結果には、一般的には強制権がないため、外国人参政権の問題とは関係が無いことを認識しておく必要がある。
条 文 案	（町民投票） 第●条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町議会の議決を経て、町民投票を実施することができます。 2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。 3 町民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。

大 項 目	議会
-------	----

小項目	議会の役割、責務
分科会意見	○ 河合町では、議会基本条例が制定されている。まちづくり基本条例の議会条項はこれと整合させる必要がある。 ○ 河合町議会基本条例は一年半くらい議論してきた。その間県内各自治体のものを研究し、参考とした。 ○ 議会基本条例は主に議会の運営に関する基本条例だが（議会の最高規範）、住民と議会の関係について触れておく必要があるのではないかと。 ○ 広陵町と上牧町の４項を重ねて参考とする。
条文案	（町議会の役割、責務） 第●条 町議会は、法令の定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。 ２ 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。 ３ 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。 ４ 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりません。 ５ 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努めなければなりません。 ６ 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責任を有します。 ７ 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。 ８ 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。

小項目	議員の役割、責務、倫理
分 科 会 意 見	○ これも議会基本条例に準拠する。 ○ 広陵町を参考とし、上牧町も参照する。 ○ 上牧町の議会基本条例は平成25年4月施行、まちづくり基本条例は平成26年4月施行の順である。 ○ まちづくり基本条例は最高規範だが、議会基本条例との整合・調整をはかる必要がある。 ○ 住民との関係を掘り下げて記述する。 ○ とりあえず条文をつくってみて、再検討する。
条 文 案	（町議会議員の役割、責務） 第●条 町議会議員は、町民の信託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。 2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。 3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。

大 項 目	町長
-------	----

小 項 目	町長の役割、責務、倫理
分 科 会 意 見	○ 町長と議会は二元代表制をとっている。町長は、地方自治法の規定により、町を「統轄し、代表する。」となっている。国会議員から選ばれた首相を擁する国の議院内閣制とは異なる。 ○ 首長と議会はけん制し合うのも役割のひとつだ。 ○ 広陵町を参考とする。
条 文 案	（町長の役割、責務） 第●条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。 2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければなりません。 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。

大 項 目	町職員
-------	-----

小 項 目	町職員の責務、地域参加
分 科 会 意 見	○ 町職員の条項は、町の特色を発揮できる。特に「町職員の地域参加」はよく議論となる。 ○ 吉野町の第4項では、「自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めます。」とあるのはユニークだ。広陵町も同様の趣旨の条文がある。 ○ ただし、町職員が自治会長となると、補助金の交付等で利益相反になる恐れもある。議論のあるところだろう。 ○ 吉野町の第5項で、「職員は、職務上知り得た情報については、細心の注意を持って扱わなければなりません。」とあるのは何故か。⇒当たり前のことだが、あえて丁寧に書いてあるのだろう。河合町では、「個人情報保護」のところに書かれるはずなので、ここでは必要ないのではないか。 ○ 重複するところは、積極的にアピールする思いがあると思われる。 ○ 吉野町の「地域のまちづくり等に参加するよう努め」というのは踏み込んだ表現だが、河合町では努力規定とし「務めるものとする」の表現がいいのではないか。 ○ 広陵町を参考とし、吉野町の第4項を加味する。吉野町の第5項は省く。
条 文 案	（町職員の役割、責務） 第●条 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧に分かりやすい説明に努めなければなりません。 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めます。